

鎌倉市観光刊行物広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鎌倉市観光課が発行する観光マップ「鎌倉」（以下「観光マップ」という。）、鎌倉市観光案内図（以下「案内図」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 観光マップ及び案内図に掲載する広告（以下「広告」という。）は、鎌倉市広告掲載要綱第4条及び鎌倉市広告掲載基準に適合するものでなければならぬ。

(発行部数と案内図の配布先)

第3条 広告を掲載する観光マップ及び案内図の発行部数は、発行前に観光課が決定する。

2 観光マップ及び案内図は、観光課の窓口（電話、FAX等の請求も含む）や市の関連する行事、イベント等で無償配布する。

(広告の掲載場所及び掲載枚数)

第4条 広告を掲載する場所及び大きさは、別表のとおりとする。

(広告掲載の申請及び決定)

第5条 広告の掲載をしようとする者（以下「申請者」という。）は、鎌倉市観光刊行物広告掲載申請書（第1号様式）以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出する期間は、観光マップ及び案内図発行前に決定し、観光課ホームページ等に掲載する。

3 市長は、第1項の申請があったときは、速やかにその諾否を決定し、鎌倉市観光刊行物広告掲載・不掲載決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(抽選)

第6条 広告の掲載の申請が重複したときは、抽選により決定する。

(広告原稿の作成)

第7条 広告掲載決定通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿の電子ファイルを、市長が指定した期日までに提出するものとする。

(掲載料)

第8条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、発行部数1部あたり0.5円とし、これに発行部数を乗じた額に10,000円未満の端数があるときは、これを10,000円に切り上げるものとする。

2 特段の事情により、案内図の残部が生じた場合においても、掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、市長が指定した日までに、市長が発行する納入通知書により掲載料を納付するものとする。

2 市長は、前項の規定により定められた日までに、掲載料が納付されないときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(その他の事項)

第10条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成23年6月2日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年2月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成24年11月30日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年9月3日から施行する。

付 則

この要領は、令和4年11月22日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年1月10日から施行する。

別表

1 観光マップ裏表紙



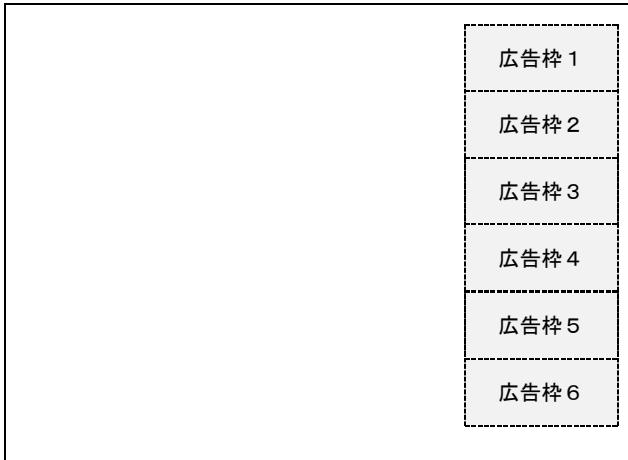
(1) 広告の掲載位置は上記点線の枠内の4箇所とし、外枠からの寸法は以下のとおりとする。

上端から0.5cm、下端から2.5cm、左端から0.5cm、右端から0.5cmの範囲内

(2) 広告の大きさは、以下のとおりとする。

縦 4.5 cm × 横 9.0 cm

2 案内図裏面



(1) 広告の掲載位置は上記点線の枠内の6箇所とし、外枠からの寸法は以下のとおりとする。

上端から0.4cm、下端から0.4cm、右端から0.5cmの範囲内

(2) 広告の大きさは、以下のとおりとする。

縦 4.5 cm × 横 9.0 cm

第1号様式

鎌倉市観光刊行物広告掲載申請書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

〒 -

住所 _____

申請者 名称 _____

代表者名 _____

電話・FAX番号
() ・ ()

担当者名 _____

メールアドレス _____

次のとおり、観光マップ「鎌倉」・鎌倉市観光案内図に広告を掲載したいので申請します。

1 広告の内容
別添のとおり

2 広告掲載料
円 (観光マップ「鎌倉」・鎌倉市観光案内図)

3 遵守事項
鎌倉市観光刊行物広告掲載取扱要領の規定を遵守します。

4 添付資料
会社概要 (案内パンフレット等)
掲載広告デザイン案

第2号様式

年　月　日

鎌倉市観光刊行物広告掲載・不掲載決定通知書

様

鎌倉市長 印

次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載しません 理由
発 行 部 数	部
掲 載 料	円
掲 載 位 置	